特集2

安全・安心な教育環境の構築

学校は、子供たちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。しかし、平成24年度には、いじめや体罰の問題を背景に子供たちが自らその命を絶つ事案が発生するなど、学校において子供たちの生命・身体を脅かす出来事が起こっていることが社会問題となりました。いじめ・体罰等の課題への対応を徹底し、一人でも多くの子供を救うことは、教育再生に向けた緊急課題となっています。

また、学校における子供たちの安全を確保するためには、東日本大震災の教訓も踏まえ、学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進するとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる防災教育等を充実する必要があります。

さらに、子供たちを守るこれらの取組を推進していくためには、学校・家庭・地域の連携により、 社会総がかりで子供を育てていく体制づくりが重要です。

本特集では、安全・安心な教育環境を構築するための上記の課題に対応した取組についてご紹介します。

第1章 いじめ・体罰等の課題への対応

■ いじめの問題への対応について

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となりました。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめの認知件数が多いか少ないかの問題以上に、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめの問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

教育再生実行会議においても、平成25年2月26日、①道徳教育の抜本的充実や教科化の検討、②社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定、③関係者が一丸となっていじめに向き合う体制の整備、④いじめが起こった場合の適切な指導、⑤体罰禁止の徹底と、子供の成長を促す部活動ガイドラインの策定等を内容とする第一次提言が取りまとめられました。

また、同年の第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、公布されました。

文部科学省では、これまでも、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日、初等中等教育局長通知)等により、教育委員会等や学校に対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、いじめが生じた際には問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、全ての学校でのアンケート調査の実施等を求めてきましたが、平成25年度には、この提言も踏まえつつ、「いじめ対策等総合推進事業」を実施しています。

(1)「いじめ・学校安全等に関する総合的な取組方針」の作成等

平成24年7月,「すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ」と題する文部科学大臣談話を発表し、全ての学校・教育委員会関係者に対して、今一度いじめの問題への徹底した取組を求めました。また、8月には、学校において子供の生命・身体の安全が損なわれる重大事件・事故等が発生した場合、学校や教育委員会が、迅速に効果的な対応が行えるよう支援するため、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を設置しました。加えて、9月には、いじめの問題等について、当面、いつまでに、どのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定し、公表しました。具体的には、

- ・学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守るための国の取組
- ・学校・教育委員会等との連携を強化するための国の取組
- ・いじめの早期発見と適切な対応を促進するための国の取組
- ・学校と関係機関の連携を促進するための国の取組

について示しています。

さらに、いじめの問題への効果的な対応等について、専門的な見地から助言を得られる体制を整備 するため、弁護士、大学教授、元警察官等の多様な専門家11名を、「いじめ問題アドバイザー」とし て委嘱しました。平成24年度には,各教育委員会の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対 象として,「いじめ問題の取組に関する普及啓発協議会」を全国4か所で開催し,いじめ問題アドバ イザーによる講演も行いました。

(2) いじめの問題に関する緊急調査

文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会等を通じて「児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査」を行い、いじめの実態把握に努めています。

平成23年度の調査では、全国の国公私立の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知 件数は約7万件、いじめを認知した学校数は約1万5,000校で学校総数に占める割合は約38.0%にの ぼりました。

また、平成24年8月には、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握し、学校・教育委 員会のいじめの問題への取組状況を今一度見直すため,「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握 並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を実施しました。

本調査では、平成24年4月から5,6か月間のいじめの認知件数は約14万4,000件に上り、このう ち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれが あると考える件数は、小・中・高・特別支援学校を合わせ、計278件に上りました。

また、いじめの問題への取組状況について調査した結果、平成23年度中に、全児童生徒を対象と したいじめの実態把握に関するアンケート調査を「実施していない」と回答した学校が5.4%,いじ めの問題に関する校内研修を「実施していない」と回答した学校が12.1%, 犯罪の可能性がある行為 について、「直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか」という問に対し、「特に通報し ていない」と回答した学校が11.4%あるなど,教育委員会及び学校の更なる取組の充実が求められる 状況が見られました。

文部科学省では、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状 況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について」(平成24年11月27日, 大臣官房長・初等中等教 育局長通知)を発出し、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」を踏まえ、当 該調査において認知された事案について、学校は継続して十分な注意を払い、学校全体で組織的に対 応するとともに、保護者及び教育委員会と適切な連携を図ること、子供自身の主体的な参画による取 組の促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進めること等を周知しました。また、「いじめ の問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえ、全ての学校において「ア ンケート調査」を確実に実施するとともに、各学校の実情に応じて、「個別面談」「個人ノートや生活 ノート」など更に必要な取組を推進すること、研修の実施や教師用手引書の作成、校内研修等によ り、教職員や学校の取組の充実を促すこと、いじめ問題の解決のためには、家庭や地域、警察等の関 係機関との連携が重要であること等を周知しました。

さらに、学校評価及び教員評価の留意点として、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多 寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な状況把握や対応が促されるよう、児童生徒や地 域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結 果を踏まえて改善に取り組むこと、また、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意することについて周知しました。



- (注) 1. 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校,平成18年度からは国私立学校,中等教育学校を含める。
 - 2. 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。
 - 3. 平成17年度までは発生件数,平成18年度からは認知件数。

(3) 関係諸機関との連携等について

いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応のためには、学校と関係機関との連携を強化することが必要であり、特に、いじめには犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものがあることから、警察との連携を強化することが重要です。

そのため、文部科学省では、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、早期に警察へ相談・通報することが必要であること等を示した「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」(平成24年11月2日、大臣官房長・初等中等教育局長通知)を発出しました。本通知においては、①学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、②いじめ事案

の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること、③このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応を取っていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であるとしています。

また、警察庁から各都道府県警察の長に対し、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」 (通達)が発出されたことを踏まえ、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」(平成25年1月24日、初等中等教育局長通知)において、学校・教育委員会が、警察のいじめ問題への対応の考え方を理解しつつ、より一層主体的に警察と連携・協力していく上での留意点を示し、警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握やいじめ事案への適確な対応について具体的な取組を求めています。

さらに、どのような行為が犯罪行為に該当するのかについての理解を促すため、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別にまとめた、「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について」(平成25年5月16日、初等中等教育局長通知)を発出しています。

加えて、「いじめの問題に関する緊急調査」において、「いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っている」と回答した都道府県・指定都市教育委員会が約8割、市町村教育委員会が約5割にとどまっていることや、平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言において、いじめから一人でも多くの子供を救うために、社会総がかりでいじめに対峙していくため、関係機関との連携・協力が求められていること等を踏まえ、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について」(平成25年4月2日、児童生徒課長通知)を発出し、いじめの未然防止のため、授業や講演会、教員研修等に、法務局職員や人権擁護委員を招くなどの取組を通じ、人権機関との更なる連携を推進することを求めています。

また、平成25年度には、「いじめ対策等総合推進事業」として、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、いじめの未然防止のために、様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組を推進するとともに、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、例えば、児童会や生徒会が中心となって「いじめ根絶宣言」を策定するなど、いじめ解決に向けた児童生徒の自主的な取組を支援するとともに、優れた取組を全国に周知することとしています。

(4) 「ネット上のいじめ」への対応について

近年、インターネット上の掲示板などを利用した特定の児童生徒に対する誹謗中傷など、「ネット上のいじめ」が深刻な問題となっています。文部科学省では、「ネット上のいじめ」に対応するため、児童生徒や保護者向けの啓発用リーフレットや、学校・教員向けの「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集を作成するとともに、平成22、23年度においては、各地方公共団体等が独自に取り組み、知見が十分に蓄積されていないネットパトロールの手法について調査研究を実施しました。24年度には報告書を作成し、各教育委員会等に配布しています。

(5) 相談体制の充実について

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、児童生徒が速やかに相談できるよう教育相談体制を整備することが重要です。

文部科学省では、学校等における教育相談体制を整備するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛け、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置する都道府県

等に対して補助を行っています。

スクールカウンセラーについては、平成24年度は公立小中学校合わせて約2万校分の配置に必要な経費の補助を行うほか、子どもと親の相談員として、元教員など地域の人材を小学校へ配置するために必要な経費の補助を行っています。加えて、平成24年度補正予算により、2月下旬から3月下旬において、通常1回4時間勤務のところ、6時間から7時間の勤務が可能となるよう配置を拡充しました。平成25年度はスクールカウンセラーを全公立中学校に配置、公立小学校については、その65%に当たる学校に配置可能な経費を計上しているほか、新たにスクールカウンセラーによる校内での教員のための研修の実施や、生徒指導推進協力員・学校相談員としての、元警察官など地域の人材の小学校・中学校・高等学校への配置に必要な経費の補助を行っています。

また、スクールソーシャルワーカーについては、平成24年度は1,113人分の配置に必要な経費の補助を行っています。加えて、平成24年度補正予算により、2月下旬から3月下旬において、通常1回3時間から4時間勤務のところ、1回8時間の勤務が可能となるよう配置を拡充しました。平成25年度は1,355人分の配置に必要な経費の補助を各都道府県・指定都市・中核市に対して行っています。

さらに、文部科学省では、いじめの問題に悩む子供や保護者等が、いつでも、全国どこからでも相談ができる体制の整備を図るため、平成19年から、夜間・休日を含めた「24時間いじめ相談ダイヤル (0570-0-78310 (なやみ言おう))」を整備しています。

文部科学省では、引き続き教育相談体制の充実に努めることとしています。

2 体罰問題への対応について

体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも 許されるものではありません。また、教師と児童生徒との信頼関係を損なう原因ともなり、教育的な 効果も期待できません。

文部科学省では、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日、初等中等教育局長通知)において、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならないとしています。

しかしながら、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。これを受け、文部科学省では、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」(平成25年1月23日、初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知)を各都道府県教育委員会教育長等に発出し、体罰禁止の趣旨の周知徹底と、体罰を行った教員等への厳正な対応等を求めるとともに、体罰の実態について主体的に把握し、文部科学省に対して報告するよう求めました。また、教育再生実行会議の第一次提言も踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日、初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知)を各都道府県教育委員会教育長等に発出し、懲戒と体罰の区別について、具体例を示してわかりやすく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。

さらに、平成25年3月には、「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、5月には、運動部活動の指導者が、指導にあたって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう、「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導にかかる運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

文部科学省では、このガイドラインを各学校等に周知し、運動部活動の現場から体罰を根絶するよう努めています。

子供たちの安全の確保

文部科学省では東日本大震災の教訓も踏まえ、耐震化、天井等の非構造部材の耐震対策を含む防災 機能の強化、老朽化対策などの学校施設の安全確保や登下校を含めた学校における安全対策を推進し ています。

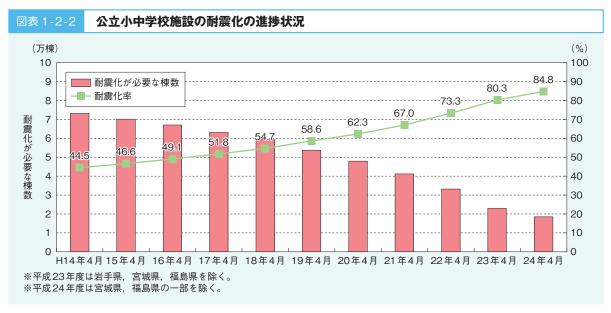
■ 学校施設の耐震対策の推進

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には応急避難場所ともなること から、安全性の確保は極めて重要です。文部科学省では、学校施設の耐震化の推進を最重要課題と し、できるだけ早い時期に耐震化を完了させることや、天井材等の非構造部材の耐震化を推進すると いう目標を掲げています。特に、国公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震 化完了を目指しています。

(耐震化の加速に関する取組について)

平成24年に実施した「公立学校施設の耐震改修状況調査 | によれば、公立学校について、24年4 月1日現在の耐震化率は、小中学校施設は84.8%、幼稚園施設は75.1%となり、また、小中学校の耐 震化を完了した地方公共団体は全体の4割を超えました。一方、耐震性が確保されていない小中学校 施設が約1万9,000棟、幼稚園施設が約1,000棟存在しており、また、耐震化の進捗が大幅に遅れてい る地方公共団体が一部見受けられることが明らかとなりました。

このことを受け、平成24年8月には、耐震化の進捗が遅れており、今後、より一層積極的な取組 が必要と考えられる137の地方公共団体の首長に対し、文部科学大臣から耐震化を加速させるよう要 請する書簡を発出したほか、職員が直接個別の地方公共団体を訪問し指導する等、従来に増して耐震 化の推進に関する働き掛けを強化しています。



(学校施設における天井等落下防止対策等の推進について)

東日本大震災では、多くの学校施設が地域住民の応急避難 場所として利用された一方で、多くの学校で天井材の落下な ど非構造部材の被害が発生したことから、改めて非構造部材 の耐震対策の重要性が明らかとなりました。特に致命的な事 故が起こり得る屋内運動場等の天井、照明器具などの落下防 止対策を早急に進める必要があります。



平成24年に実施した「学校施設の非構造部材の耐震点検 東日本大震災により天井が全面的に落下した屋内運動場 及び耐震対策の状況調査」において、公立小中学校施設の非

構造部材の耐震点検の実施率は66.0%、耐震対策の実施率は32.0%となっており、構造体の耐震化に 比べ、非構造部材の耐震対策は遅れている状況です。国土交通省において、東日本大震災における被 害を踏まえた建築物の天井脱落対策に関する新たな基準が検討されている状況も踏まえ、文部科学省 においても同年5月から有識者会議を開催し、屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心として非構 造部材の耐震対策を加速していくための方策等について検討を行い、同年9月に中間まとめを取りま とめました*1。

中間まとめを受け、平成24年9月に文部科学省から学校設置者に対し、屋内運動場等の天井等の 総点検の実施と落下防止対策の速やかな実施を要請しました。特に、国公立学校施設については、可 能な限り25年度中に総点検の完了を目指すとともに、27年度までの速やかな対策の完了を目指して 取り組むよう教育委員会等に要請しました。

また、中間まとめ以降、有識者会議において天井等落下防止対策の具体的な手順や留意点、対策事 例を示した「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」の検討を行っています。本手引で は、迅速かつ効率的に総点検・対策を実施すべきとの観点から、目視あるいは図面診断で危険性が高 いことが確認された時点で、詳細な実地診断を行うまでもなく対策の検討に着手できるルートを設 け, 学校設置者の早急な対策を促すとともに, 児童生徒等の安全確保に万全を期す観点から, 天井撤 去を中心とした落下防止対策の検討を促すこととしています。国土交通省の技術基準が公布された後 速やかに学校設置者に手引を配布し、各学校設置者が、本手引を積極的に活用し、総点検と対策の完 了に向けた取組が加速されるよう求めていくこととしています。

^{* 1} 参照: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/025/toushin/1325217.htm



天井落下防止対策の実施

天井撤去は、既存天井を全て解体・撤去し、地震時に落下する部材をなくすことにより安全性を 確保する方法ですが、撤去に伴って、断熱性能や吸音性能など環境条件の変化による支障がないよ う、屋根面への断熱対策や吸音体の付加等の対策を検討する必要があります。

小学校(茨城県水戸市/鉄筋コンクリート造)

- ・東日本大震災で天井が広範囲に落下。復旧方法として天井を撤去し、安全性を確保することを選択。
- ・撤去に伴い、断熱・吸音性能を確保するため、屋根面に20mmのウレタン材を吹き付けて対応(鉄 骨もウレタンと同じ色に塗装)
- ・通常の体育の授業や集会のみならず、マーチングバンド等音楽等の行事を行っても、音響等に支



中央部分をはじめ天井が広範囲に落下



天井撤去後の状況(屋根面にウレタン材を塗布)

2 防災機能強化の推進

東日本大震災では、多くの学校施設が応急避難場所として 使用され、ピーク時には622校が避難所となり、地域住民の避 難に大きく貢献しました。学校施設が子供たちや地域住民の 応急避難場所として利用される一方で電気や水の確保をはじ めとして、様々な課題が見られました。避難所の施設・設備 は、地域防災計画の基となる防災基本計画において、各地方 公共団体が生活の環境を良好に保つため、換気、照明等の設 備の整備に努めるとされており、教育委員会と防災担当部局 が十分に連携し学校施設に求められる施設・整備等を明確に していく必要があります。



自家発電設備

(学校施設の防災機能に関する実態調査)

平成24年12月に国立教育政策研究所が公表した全国の公立学校を対象とした学校施設の防災機能 に関する実態調査結果では、公立学校施設の約90%が避難所に指定されており、そのうち避難所と して必要と考えられる代表的な機能の整備状況は以下のとおりでした。

図表 1-2-3 避難所に指定されている学校の防災関連施設・設備の整備状況

		防災倉庫/ 備蓄倉庫	屋外利用トイレ	体育館トイレ	非常用通信装置	自家発電設備等*	貯水槽, プールの 浄水装置, 井戸
市区町村立学校		39.7%	66.9%	80.9%	41.7%	26.5%	33.4%
都道府県立	高等学校等	24.2%	76.2%	67.6%	21.5%	34.8%	34.4%
	特別支援学校	30.5%	54.5%	70.2%	25.8%	74.9%	35.6%

[※]自家発電設備等の設置数には、災害時に使用可能な太陽光発電設備、蓄電池、協定等により他所有の発電機を優先使用できる場合を 含む。

(防災機能強化事業)

文部科学省では、平成24年度から防災機能強化事業を創設し、非構造部材の耐震対策、避難経路 や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ等の整備のほか、自家発電設備の単体整備についても補助対 象とし、学校施設の防災機能強化を支援しています。

(災害に強い学校施設づくりの検討)

文部科学省では、東日本大震災の被害を踏まえ、有識者による検討会を開催し、学校施設の安全性 や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討を行い、平成23年7月に「東日本大震災の被 害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を取りまとめました*2。

その後の震災に関する様々な取組により得られた新たな情報や知見を今後の学校施設の整備方策に 生かす必要があることから、文部科学省では、津波災害に対する学校施設の在り方や学校施設が応急 避難場所に指定された際に必要となる防災機能などについて、更なる検討を実施しています。

3 学校施設の老朽化対策の推進

公立小中学校施設は、第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、建築後25年以上経過した建物の面積が全体の約7割となるなど、校舎等の老朽化が深刻な状況です。

建物部材の経年劣化は、モルタルやタイル、窓などの落下やコンクリートの劣化による構造体としての強度の低下等安全面での不具合や、雨漏りによる学校活動への支障や設備機器・配管の破損など機能面での不具合を引き起こします。文部科学省の調査では、平成23年度だけでも、全国の学校において安全面で約1万4,000件、機能面で約3万件にも上る不具合が生じていることが判明しています。

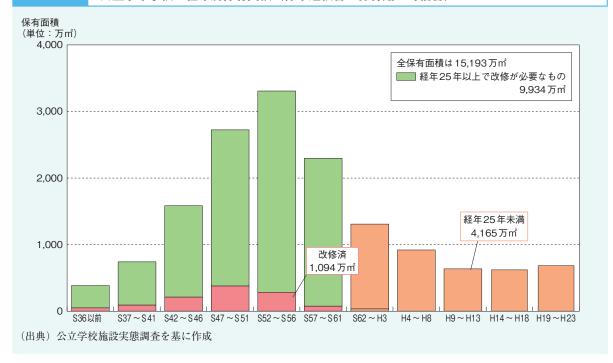
子供たちの安全確保はもちろんのこと、公立小中学校の約9割が地域の応急避難場所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

こうした状況を受けて文部科学省では、学校施設における老朽化対策の推進方策等を検討する有識者会議を平成24年4月から開催し、今後の再生整備の在り方などについて検討を行い、25年3月に「学校施設の老朽化対策について~学校施設における長寿命化の推進~」を取りまとめました。この報告では、第1部「学校施設老朽化対策ビジョン」として、主に公立小中学校施設の老朽化対策の方向性を示すとともに、第2部において、地方公共団体が老朽化対策に取り組む際の参考となる先進的な取組事例を掲載しています。

なお、学校施設は老朽化をはじめ、耐震化(非構造部材含む)、防災機能強化、多様化する教育活動への対応など早急に対応すべき課題が多様化・山積しています。これらの諸課題に地方公共団体が計画的・効果的に対応していく必要があることから、文部科学省では、その検討のプロセスなどについて、有識者会議を開催し検討を行い、報告書「学校施設整備基本構想の在り方について」を平成25年3月に取りまとめました。

^{**2} 参照:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm

公立小中学校の経年別保有面積(非木造校舎・体育館・寄宿舎)



「学校施設の老朽化対策について~学校施設における長寿命化の推進~」(平成25年3月) 図表 1-2-5 で示された老朽化対策の今後の進め方のポイント

①中長期的な整備計画の策定

今後は、施設設備に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設設備の点検・修繕等を行い、不具 合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換することが必要。このためには、各地方公共団体において、劣化状況・教育内 容への適応状況などを適切に把握し、現状の課題を整理した上で、改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を 策定することが必要。

②建物の長寿命化

公立学校施設については、現在、平均約40年程度で改築(建て替え)されているが、適切な維持管理がなされれば、70年から 80年程度使用することが可能である。国・地方の厳しい財政状況の下、改善を要する学校施設の整備需要の増加が想定されるため、 改築より工事費が安価な長寿命化改修を実施することが必要。その際、近年の教育内容・方法への適応や省エネ化、バリアフリー 化など現代の社会的要請に応じた整備を行うことが重要。

③重点化

今後,児童生徒数が減少することが予想される中で,学校施設の規模については,将来の児童生徒数の動向や地域の実情等も見 フは、ル里工ルメル 成少 9 ることが ア思される中で、 子校施設の規模についくは、 将米の児童生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、 既存ストックの有効活用も視野に入れながら、 適切な規模に見直していくことも必要。 その際、 余裕教室などの空きスペースの有効活用をより一層進めるとともに、 他の文教施設や高齢者福祉施設などの公共施設との複合化・共用化や、 保有施設のうち不要となった部分を取り壊す 「減築」を行うことも考えられる。





老朽化による手すりの落下



劣化による配管の破損



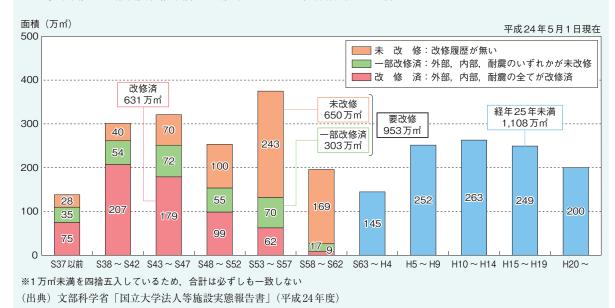


建て替えではなく改修により再生された学校

国立学校施設については、現在、建築後25年以上経過し、かつ、今後改修が必要な老朽施設が 953万㎡ (全体の約4割) に達しています (図表 1-2-6)。これら老朽施設は、耐震性などの安全面 のほか、電力・給排水設備の経年による故障などにより教育研究活動に支障が生じるなど、多くの課 題を抱えていることから、早急な改善が必要です。このため、平成23年8月に策定した「第3次国 立大学法人等施設整備5か年計画」に基づいて、老朽施設やライフライン(電気・ガス・水道など) の機能改善整備を推進しています (参照:第2部第11章第3節)。

国立大学などの施設の経年別保有面積と改修需要

- ・国立大学法人等施設の全保有面積は2,692万㎡。
- ・経年25年以上の老朽施設は1,584万㎡(全保有面積の59%)。
 - うち、未改修又は一部改修済(要改修)の老朽施設は953万㎡(全保有面積の35%)。













ライフラインの老朽化 (断水, 空調停止, 停電, ガス停止, エレベーター停止) ※特に大学の建物の内・外部には多くのライフラインが設置されている。

4 学校安全

昨今、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災 害、さらには、学校内外における不審者による子供の安全を脅かす事件が発生するなど、学校におけ る子供の安全の確保が喫緊の課題となっています。

国では、総合的かつ効果的な学校安全に関する取組の推進を図るため、学校保健安全法に基づき、 「学校安全の推進に関する計画」を平成24年4月に閣議決定しました。文部科学省では、同計画に 沿って、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備や、子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさ せる実践的な安全教育の推進など、学校安全の充実に総合的に取り組んでいます。

(1)通学路の安全

平成24年4月以降,登下校中の児童等が巻き込まれる事故が、相次いで発生したことを受け、同 年4月27日に文部科学大臣から、「学校の通学路の安全に関する緊急メッセージ」を出し、各地域の 学校、警察、道路管理者等が、一層連携・協働して、通学路の安全点検や安全確保に努めるよう要請 しました。

さらに、国土交通省、警察庁と連携して、平成24年5月28日に関係省庁副大臣会議を開催し、

- ①「国レベルの連携体制の強化」として、関係省庁が、関係省庁連絡会議を開催するなど、引き続 き一層連携を図ること
- ②「地域レベルの関係機関による連携体制の整備」として、各地域における通学路の安全確保に関 し、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関や保護者、地域住民等を交えた連携体制を整備

すること

③「緊急合同点検の実施」として、こうした連携体制の下、8月末までを目途に通学路の緊急合同 点検を実施するとともに. 点検結果を受けて関係機関が連携して対策を検討すること の3点について決定し、②及び③について、関係省庁より各教育委員会、道路管理者、都道府県警察 に対し、要請することとしました。

そして、都道府県教育委員会等に対し、平成24年5月30日付けで通知を発出し、通学路の危険箇 所における緊急合同点検及びこれに基づく具体的な対策の検討を要請しました。

また、文部科学省、国土交通省、警察庁において、各地域における対策の検討に資するため、平成 24年6月から7月に掛けて3回,「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会」を開催し、同年 8月8日には対策を進める際の考え方や具体的な対策例などとして主な意見を取りまとめて公表し, 教育委員会に提供しました。

懇談会においては,

道路交通環境の整備について,

- ・「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要である
- ・ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要である 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について,
 - ・コーディネータ、リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要である
 - ・地域住民、保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要である

危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について、

- ・危険を予測し、回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要である
- ・児童生徒・保護者に対する、より実践的な交通安全教育・指導が重要である

また、その他、登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要であるなどの意見が出されま した。

緊急合同点検を実施した結果,緊急合同点検実施箇所8万161か所のうち,対策必要箇所が7万 4.483か所であることが明らかになりました。

その後、関係機関による対策が進められ、平成24年度末時点の対策済み箇所は4万2,662か所でし た。また、教育委員会・学校による対策必要箇所は、2万8.925か所あり、そのうち、対策済み箇所 は2万6,077か所でした(25年3月31日現在)。

緊急合同点検結果を踏まえて、各市町村等においては、通学路の安全確保に取り組んでいくことが 期待されます。文部科学省としても、国土交通省、警察庁と連携して各地域における対策を支援して いくこととしており、平成25年度予算には、緊急合同点検の結果を踏まえて、対策が未定である箇 所など、特に対策が必要な箇所について、専門的見地から教育委員会や学校へ対策や点検に関する指 導・助言を行う「通学路安全対策アドバイザー」の派遣に関する経費を計上しています。





通学路の合同点検風景

(2) 東日本大震災を受けた防災教育の見直し

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な 被害が発生しました*3。一方、日頃の防災教育の成果を活かして、児童生徒等が率先して避難した事 例が見られるなど、防災教育の重要性が改めて認識されています。これらを受け、文部科学省では東 北地方太平洋沖地震及びそれらに伴って発生した津波によって受けた被害状況や学校等での避難等の 対応等の調査を実施するとともに、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュア ルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル(地震・ 津波) 作成の手引き」を作成しました。また、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関す る有識者会議」において今後の防災教育等の在り方について検討を進め、

- ○自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成すること
- ○支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること
- ○被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底 が示されました。

これらを踏まえ、文部科学省では、以下の取組等により学校における防災教育を推進しています。

【~実践的防災教育総合支援事業~】

平成24年度、文部科学省では、

- ①児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や 緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及
- ②支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに 貢献する意識を高める教育手法の開発・普及
- ③外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言 と地域の防災関係機関との連携体制の構築
- を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施しました。以下に,事業成果の一部を記します。
 - ○単独の学校の取組だけではなく、学区による地域全体 での取組が行えた。特に、小中の連携だけではなく、 災害時要援護者となる幼児のいる幼稚園・こども園と も連携し、幼児なりの主体的な行動を育てるなど、幼 児の特性に応じた防災教育を行うことができた(岡山 県)。

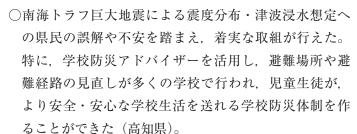


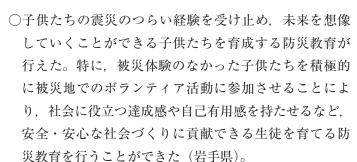
○小・中・高各年代の課題に応じた防災教育が行えた。 特に、印南町では、緊急地震速報受信システムの活用 だけではなく、先進地の好事例を積極的に吸収し、小 学生の防災マップづくりや中学生の下校時の訓練を行 うなど、町全体で防災教育を行うことができた(和歌 山県)。

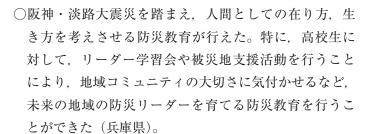


^{*3} 石巻市立大川小学校では,津波からの避難の判断が遅れ,全校児童108名のうち70名が死亡,4名が行方不明,教職員13名 のうち10名が死亡(平成25年2月末現在)しました。この事故について公正中立な検証を行うとともに、教訓を導くことによ り再発防止を図るため、平成25年2月から事故検証委員会による検証が行われています。

○東日本大震災の教訓を踏まえ、各学校の実情に応じた 防災教育が行えた。特に、小学校の避難訓練では授業 時間や休み時間を、中学校では教職員が生徒の身近に いない状況を想定して避難訓練が行われるなど、新た に設定された指導目標に沿った防災教育を行うことが できた(福島県)。















本事業は、平成24年度、43の道府県・指定都市で実施されました。25年度も引き続き実施し、文 部科学省としても全国成果発表会等を通じて、その成果を広め、全国的に防災教育の実施・充実を促 していきます。

【~学校防災参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」改訂~】

東日本大震災等近年の自然災害等により明らかとなった新たな課題を踏まえ、阪神・淡路大震災を 受けて平成10年に作成された「『生きる力』を育む防災教育の展開」を、今後の学校における防災教 育・防災管理等の在り方を示す参考資料として改訂しました。

改訂に当たっては、現行の学習指導要領における安全に関する記述を基に、「東日本大震災を受け た防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の報告(平成24年7月)を踏まえ,「主体的に行動す る態度」、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成する視点を盛り込みました。

特に、「学校保健安全法」、「学校安全の推進に関する計画」を踏まえ、指導を充実するため、防災 教育の系統的・体系的な指導内容を整理し、学校現場に分かりやすく示すものとしました。

主な内容は以下のとおりです。

- ○東日本大震災の教訓を踏まえつつ。 防災教育・防災管 理・防災に関する組織活動を通じて、学校における災害 安全を推進すべきという基本的考え方を明記(第1章 学校防災の意義とねらい)。
- ○幼稚園から高等学校に至る幼児児童生徒の発達の段階を 踏まえた防災教育の目標を示すとともに、教科等にまた がる防災教育の内容を体系的に行うための指導上の留意 点を提示 (第2章 学校における防災教育)。
- ○学校における防災管理に関し、①災害発生に備えた安全 管理(事前の危機管理),②災害発生時の対応(発生時 の危機管理), ③災害発生後の対応 (事後の危機管理) の各段階ごとの対応の留意点を明記(第3章 学校にお ける防災管理)。
- ○防災教育・防災管理を効果的に推進するため、①校内推 進体制の整備。②組織的な教職員研修の充実。③家庭・



地域社会との連携など、組織活動の重要性や留意点について記述(第4章 防災教育・防災管理 に関する組織活動例)。

- ○各学校における系統的・体系的な防災教育の実施を促すため、学校段階ごとの防災教育年間指導 計画例や具体的な授業展開例を例示(第5章 学校における防災教育の展開例)。
 - ・幼稚園(日常生活における指導,引き渡し訓練等)
 - ・小学校(地域社会における災害の学習、緊急地震速報を利用した訓練 等)
 - ・中学校(自然の恵みと災害の学習, 竜巻への対応 等)
 - ・高等学校(安全に配慮した住生活,地域と連携した避難訓練等)
 - ・特別支援学校(障害のある児童生徒等の災害時に予想される困難と支援例 等)

本参考資料は平成25年3月に、全国の国公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支 援学校等へ配布しており、文部科学省では、今後とも各学校における児童生徒等の発達の段階や地域 の実情に応じた効果的な防災教育の実践を推進していきます。

第3章 地域で子供を育てる体制づくり

我が国の学校の歴史を紐解くと、学校と地域は互いに手を取り合いながら、ともに歩んできました。明治期の学制発布は、地域の寺子屋の基礎があったからこそ成り立ったものであり、京都では、地域住民が各々資金を負担して、地域ごとに「番組小学校」が作られました。戦後の復興を支えた教育改革も、地域と密接にかかわり、地域に根差した教育を行う「地域社会学校」が構想されるなど、地域の力に支えられて始まりました。

ところが、高度経済成長期において、産業構造や個人の働き方が変化し、核家族化などにより家庭のかたちが変わり、地域社会も変容していく中、学校と地域は次第にその距離を広げていきました。 そして、家庭と地域が子供たちへの影響力を弱めていったことで、学校への期待と負担はより重くなり、学校だけでは数々の問題に対応することが困難になっています。

いじめ・体罰等の課題に対応し、子供たちの安全を確保していくためには、これらを学校だけの問題とせず、社会総がかりで子供たちを育てていくことが必要です。また、学校以外の世界でも人とのつながりを持つことは、子供たちが様々な問題に直面したときの大きな助けともなります。他方で、子供たちを支えることは、地域住民の学びの出口としても重要です。さらには、このような取組を通じて、学校が活力ある地域づくりの中心となっていくことも期待されます。

このような背景から、学校・家庭・地域が連携・協力して、社会総がかりで子供を育てる体制を構築することが、これまで以上に重要となっています。

1 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築

文部科学省では、「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」など、地域住民の参画・協力による教育活動の支援を推進し、改めてこれらの絆を形成していく取組への支援を積極的に行ってきました。これにより、社会総がかりで子供を育てるという気運と、それを実現する体制づくりが着実に広がってきています。

これらの取組の目指すものは、地域にある様々な力を結集し、学校の内外を問わず、子供たちの学びを支える仕組みとして地域に定着させることです。「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)では、「全ての学校区において」このような学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することを目標として掲げています。

平成24年度までに、学校支援地域本部については、全国576市町村に3,036本部が設置されており、 全公立小学校の25.3%、全公立中学校の24.0%で実施されています。

また、放課後子ども教室については、全国1,076市町村の1万98教室で実施されており、小学校区当たりの実施率では、平成24年度は46.7%となっています。

さらに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とする仕組みとして「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」があります。この仕組みは、学校と地域が力を合わせ、互いを信頼し合い、主体的に地域の子供たちの成長を支えていくことができることを目指して、平成16年に導入されました。文部科学省では、28年度までにコミュニティ・スクールの数を全公立小・中学校の1割(約3,000校)に拡大することを推進目標としており、24年度に指定校が1,183校(前年度789校)になるなど、その取組は着実に広がってきています。

これらの取組を通じて、地域住民が教員や保護者とともに子供たちの活動を支援することで、子供たちの直面する様々な状況に、より目が届きやすい教育環境が整えられています。さらに、地域の大人と触れ合う機会が増えることで、子供たちの規範意識やコミュニケーション能力の向上等にもつながっています。

加えて、これらの取組は、このような子供たちへの効果にとどまらず、地域住民の絆をより強くし、活力あるコミュニティを形成することにも貢献しています。このため、文部科学省では、学びを通じて地域住民の絆や学校と地域の絆を深め、コミュニティを再生していくことで、被災地の復興に貢献することを目指した「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を実施し、学校や公民館等において、子供たちの学習支援や地域住民との交流活動等を支援しています。

東日本大震災の被災地においても、学校支援地域本部等の取組をはじめとして、ふだんから学校と 地域が連携協力する体制を構築していた地域では、避難所の運営が円滑に進められたという報告もあ りました。

Golumn No.

学級サポーター(コミュニティ担任)制度を軸とした 学校運営・学校支援の充実 〈杉並区立井草中学校〉

井草中学校は、数年間の準備期間を経て平成19年にコミュニティ・スクールに指定されました。 地域とは「井草中学校や地域の子供たちを応援する人の連絡協議会」であると考え、この準備期間 に地域とともにある学校づくりへの理解、地域の人材発掘に努めてきました。

まず平成16年度から、校長とPTA会長が地域行事に参加したり、各町会長、商店会長、歴代PTA会長宅や公共施設等を訪問したりし、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)への理解を深めてきました。また、「豊かな人との関わり、豊かな体験を通して、生徒の豊かな心を育てる」という学校経営方針の下、道徳や総合的な学習の時間に地域の人をゲストティーチャーとして招き、地域の人が中学生と直接関わる機会を多くつくりました。17年にはPTAのOBの協力で、「土曜日学校ISS(井草サバイバルスピリッツ)」、「放課後居場所事業ホッとすペーす」が、さらに18年度には、人材の宝庫でもある「井草中学校支援本部"〇(えん)"」が発足しました。この流れは継続・発展し、24年度は、社会人講座、地域交流道徳、国際理解授業など延べ174名のゲストティーチャーを招へいしています。

現在井草中学校の地域連携の中心となっているのは、「学級サポーター制度(愛称コミュニティー担任、コミ担)」です。コミュニティ・スクール委員及び学校支援地域本部員が、生徒・保護者・学級担任の応援団として、地域からのクラス担任となり、学校・学年行事における担当学級応援や、道徳・総合的な学習の時間などのゲストティーチャー、さらには保護者会にも参加し家庭教育アドバイザーの役割などを果たしています。学校運営に関与するコミュニティ・スクール委員は、コミ担になることにより、学校の教育活動や生徒の様子をより深く理解し、生徒と密接な関係を作れるようにもなります。生徒にとっても、コミ担の存在により、「豊かな人との関わり、豊かな体験」の機会が増えます。

また、井草中学校では、コミュニティ・スクール委員が学校支援地域本部のメンバーに入り、お

互いにイコールパートナーとして情報共有や行動 連携をしているのが特長です。学校運営協議会と 学校支援地域本部の定例会議も同日開催としてい ます。意見交換・交流をしながら、共に井草中の 夢を語り合い、子供たちの成長をみんなで楽しみ、 学校経営及び学校支援の充実を図っています。

一方,キーパーソンとなるコミュニティ・スクール委員の任期を迎え,新しい地域人材の発見や,運営組織の整理改善など,地域人材の異動に伴う過渡期を乗り切ることが今後の発展の鍵となっています。



安全・安心な教育環境の構築 ~学びを通じた地域コミュニティ再生を目指して~ 〈岩手県釜石市〉

岩手県釜石市は、東日本大震災津波により中心市街地の大半が被災し、産業基盤・生活基盤全般 に甚大な被害を受けました。被災後、市では、「三陸の大地に光輝き希望と笑顔があふれるまち釜石」 の構築を目指し、復興に向けて取り組んでおりますが、現在でもなお3.164戸の仮設住宅で不自由 な生活を余儀なくされています。

釜石市では被災前から「放課後子ども教室推進事業」を活用し、市内4か所で放課後の居場所づ くり事業を進めてきました。公民館等の施設を活用し、子供たちの自由な遊びの場を確保するとと もに、宿題や自学自習の支援、各種体験講座を通じた世代間交流にも取り組んできました。

しかし、現在、震災により一変した市内では、子供たちがのびのびと過ごすことができる場の確 保が困難を極めており、復興に向けた工事用車両等が頻繁に行き交う中で、登下校時も含めた放課 後の子供の安全の確保が喫緊の課題になっています。また、集落を構成していた世帯が各所に転居 しなければならなくなったことに伴い、子供たちを取り巻く以前からのコミュニティの在り方は、 大きな変容を迫られています。

このような中、発災後の市内あるいは避難所での生活等において、子供や学校を守り、支援し続 けてきた地域の方々との連携・協力を一層深め、新たな教育環境の構築を進めていくことがますま す重要となっています。

そのため、被災後も、教会の一室を借りるなど、地域の協力を得て場所を工夫しながら、放課後 の子供たちの安全安心な居場所づくりを進めるとともに、放課後の学びの場として新たに「学びを 通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、「釜石S☆Cram School(釜石スクラム スクール)」を開設しました。ここでは、地域の方々や公益社団法人青年海外協力協会などの民間団 体等と連携しながら、震災で十分な学習環境が得られていない子供たちに安全な学習環境を提供し ています。また、コミュニケーションの場づくりとして、地元で復興に向けて活躍する方の話を伺 う取組や,青年海外協力隊参加経験者から復興を担う若い世代に世界の中の日本を学ぶ機会を提供 する取組、地元の農家の方との連携により、農作業や共

同作業を通じて自然と触れ合い、リフレッシュする取組 などを行っています。

これらの取組を通して、子供たちの教育環境の改善だ けでなく、復興の主役として期待され次代の担い手でも ある子供たちの育成を継続していく重要性がさらに認識 されてきており、ひいては子供を起点としたコミュニ ティの再生がさらに進むよう、引き続き、復興にかかわ る各般の施策に継続して取り組む必要があります。



2 家庭教育の支援

保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、親が子に対して行う家庭教育は、基本的な生活習 慣の取得、自立心の育成、心身の調和の取れた発達などに大きな役割を担っています。しかしなが ら、現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課 題など、家庭教育が困難な社会となっています。こうした社会においては、家庭と学校・地域とのつ ながりを作り、家庭教育支援の取組を地域コミュニティの連携・協働の中で充実していくことが必要 になります。

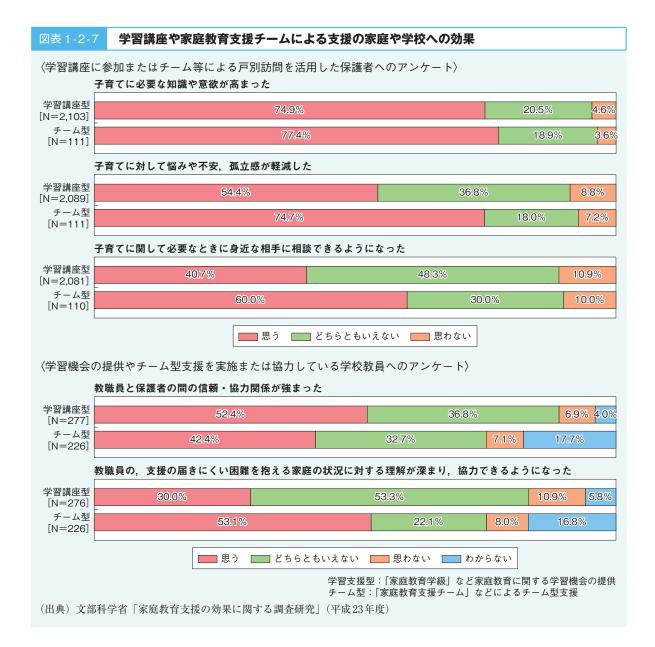
文部科学省では、従来の社会教育施設だけではなく、就学時健診や保護者会など多くの親が集まる 機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、各地域の子育て経験者を中心とする支援人材の 養成、地域人材と専門家の連携による家庭教育支援チームの組織化など、地方自治体が地域の課題に 応じて、地域の多様な主体と地域住民の取組を促しながら主体的に行う家庭教育支援の取組を推進し ています。

平成23年度に文部科学省が実施した「家庭教育支援の効果に関する調査研究」によると、家庭教 育学級などの講座への参加やチームの支援を通じて,保護者の子育てに必要な知識・意欲の向上が図 られるほか、学校での講座の開催は、保護者と教員との間の信頼・協力関係の構築においても効果が 見られます。また、アウトリーチ型のチーム*4の支援では、保護者に対して子育てについての悩みや 不安、孤立感の軽減にも大きく寄与し、さらに学校に対しても、支援の届きにくい困難を抱える家庭 の状況に対する教職員の理解が深まり、協力できるようになったなどの効果も見られています(図表 1-2-7)。学校・家庭・地域の連携や協力の下に、家庭教育支援の取組を進めることが大切であるこ とが分かります。

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)は,「豊かなつながりの中での家庭教育支 援の充実」を基本施策の一つとし、家庭教育支援の充実を目標として掲げ、全ての小学校区で家庭教 育に関する学習機会や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施することなどを 目指しています。今後とも、地域人材を生かした身近な場における家庭教育支援体制の強化など、家 庭教育支援の取組の一層の推進を行っていきます。

^{・4} アウトリーチ型のチーム

アウトリーチとは「到達,差し伸べること」「地域におけるサービスをより広く行き渡らせるための活動」という意味があり, 地域人材が中心となり地域に拠点がある、福祉や学校と連携しているなど、孤立しがちな家庭や親へ支援を届ける特徴的な取組 を行っている家庭教育支援チーム。



Column No.

地域人材と専門家の連携による家庭教育支援チーム型支援 ~チームワーク、ネットワーク、フットワークを合言葉に~ 〈愛媛県大洲市〉

「大洲子育てサポート『そよ風』」は、平成24年度で設立5年目の家庭教育支援チームです。チー ムは、元教員、元保育士、主任児童委員、人権擁護委員、臨床発達心理士、家庭相談員と、多彩な 立場のメンバーで構成されています。

「地域や保護者の不安に寄り添う」をチームのポリシーとし、悩みを持つ保護者が気軽に相談に立 ち寄ったり、学習会の場に足を運ぶことができるような安心感のある存在となることを目指してい ます。

チームの活動拠点を小学校図書室内に置き, 市内全域(全小中学校訪問含む)を活動範囲として, 「乳幼児期から思春期までの相談支援」「関係機関との連携」「予防教育的支援」の3点に重点を置き、 以下の取組等を実施しています。

(1) 相談対応

- ・定期的相談:電話での相談対応や相談者の要望に沿って時間と場所を設定した面談(週3回)
- ・巡回相談:公民館や児童館に出向き,学習会の後,個別の面談(月1回)
- ・学校訪問相談:教職員からの要請により学校を訪問し、保護者と面談(随時)

(2) 家庭教育・子育で学習会

児童館でのミニ講座の実施、子育てひろば(小グループの語り合い)や小学校PTAとの共催によ る「親のしゃべり場」の実施、保育所や小学校での参加体験型の講演会の実施

(3) 通信の発行

子育てひろば等を通じて得られた保護者の悩みを参考に、毎月テーマに応じた「そよ風通信」を 発行し、全保育所・幼・小・中学校の全保護者や各関係機関に配布

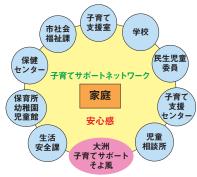
(4) 家庭への訪問活動

保健センターにおいて実施される10か月児育児相談に参加しなかった家庭に対して絵本を届ける 活動「ブックスタート訪問活動」を実施、課題を抱える家庭の早期発見

より身近で利用しやすい相談体制の整備に取り組んだ結果、相談件数が増加しました。さらに、 学校や支援機関を訪問して事業説明や広報活動を行ったことで、学校からの相談件数が増え、課題 解決の検討を協働して行うことができました。また、子育てひろばが保護者同士の交流の場となり、 子育て不安の軽減に役立つなど、地域の支援機関との連携・協働による家庭や保護者への支援の充 実による効果が見られます。



父親対象子育て学習会



(執筆:大洲子育でサポート「そよ風」)